

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 3 月 23 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600355号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600166号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成16年4月12日は21万6,000円、同年7月15日は36万9,000円、同年12月15日は45万9,000円、平成17年4月15日は23万2,000円、同年7月15日は40万8,000円、同年12月15日は49万5,000円、平成18年4月14日は9万9,000円、同年7月14日は33万7,000円に訂正することが必要である。

平成16年4月12日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年4月15日、同年7月15日、同年12月15日、平成18年4月14日及び同年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月12日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年4月15日、同年7月15日、同年12月15日、平成18年4月14日及び同年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年4月  
② 平成16年7月  
③ 平成16年12月  
④ 平成17年4月  
⑤ 平成17年7月  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年4月14日  
⑧ 平成18年7月14日

A社から、請求期間①から⑧までの賞与が支給され、これらの期間において厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録が無い。

調査の上、当該期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳の写し及び同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書の写しから判断すると、請求者は、A社から当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間のうち、①から⑤までの期間の賞与支給日については、上記普通預金元帳の写しで確認できる振込日から、請求期間①は平成16年4月12日、請求期間②は同年7月15日、請求期間③は同年12月15日、請求期間④は平成17年4月15日、請求期間⑤は同年7月15日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、上記の普通預金元帳の写し及び賞与明細書の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支払額から、請求期間①は21万6,000円、請求期間②は36万9,000円、請求期間③は45万9,000円、請求期間④は23万2,000円、請求期間⑤は40万8,000円、請求期間⑥は49万5,000円、請求期間⑦は9万9,000円、請求期間⑧は33万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年4月12日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年4月15日、同年7月15日、同年12月15日、平成18年4月14日及び同年7月14日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600344号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600167号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成21年12月11日及び平成22年7月12日は39万5,000円、同年12月14日及び平成23年7月14日は38万6,000円、同年12月13日は34万9,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月11日、平成22年7月12日、同年12月14日、平成23年7月14日及び同年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月11日、平成22年7月12日、同年12月14日、平成23年7月14日及び同年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月  
② 平成22年7月  
③ 平成22年12月  
④ 平成23年7月  
⑤ 平成23年12月

A社から平成21年12月、平成22年7月、同年12月、平成23年7月及び同年12月に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳(写)並びに複数の同僚から提出された請求期間①から⑤までに係る賞与明細書(写)及び冬季賞与明細一覧(写)から、請求者は、当該期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記の預金通帳(写)で確認できる振込日から、

請求期間①は平成 21 年 12 月 11 日、請求期間②は平成 22 年 7 月 12 日、請求期間③は同年 12 月 14 日、請求期間④は平成 23 年 7 月 14 日、請求期間⑤は同年 12 月 13 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、上記の預金通帳（写）及び賞与明細書（写）等により算出される厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は 39 万 5,000 円、請求期間③及び④は 38 万 6,000 円、請求期間⑤は 34 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 12 月 11 日、平成 22 年 7 月 12 日、同年 12 月 14 日、平成 23 年 7 月 14 日及び同年 12 月 13 日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。